

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月から同年 11 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（45 年 3 月に B 社に社名変更）における資格取得日に係る記録を 39 年 6 月 12 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 39 年 6 月から同年 11 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から同年 12 月 26 日まで

昭和 39 年 5 月に勤めていた会社が倒産した時、A 社の社長から声をかけられ同社に入社することとなった。

昭和 39 年 5 月に入社しているのに、厚生年金保険の資格取得日が同年 12 月 26 日になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が昭和 39 年 6 月 12 日から A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A 社への入社日が確認できる同僚（6 人）は、いずれも入社月と厚生年金保険被保険者資格の取得月が同月となっている上、複数の同僚は、「申立人の勤務形態は他の社員と同じであり、申立人が入社月から厚生年金保険に加入していないとは考えられない。」と証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和 39 年 6 月から同年 11 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 39 年 5 月については、申立人は、雇用保険の

記録も確認できない上、ほかに勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和 39 年 6 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、同年 12 月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和25年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年8月1日から同年10月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和25年8月1日にA社（現在は、C社）B工場を辞めたことになっているが、同年9月30日まで勤めていた。

D地区の祭りは昭和25年9月27日と28日であった。28日は翌日の明け方まで祭りに参加したため29日は会社を無断欠勤した。30日出勤した際に注意を受けたことや、仕事の内容が変わることから、それを機に、同僚と一緒に辞めたことを覚えている。

厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を、昭和25年8月1日から10月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B工場を辞職するきっかけとなったとするD地区の祭りは、E市教育委員会の資料などにより、申立期間当時は、9月下旬に行われていたことが確認できる上、申立人の主張内容は、具体的であり不自然さはみられない上、申立人が保管している昭和34年頃に作成した自筆履歴書には、A社B工場の退職時期は、25年9月と記載されていることから、履歴書作成当時において、申立人は、当該事業所を25年9月に退職したと認識していたものと推認される。

また、申立人が同時期に退職したとする元同僚は、昭和25年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、申

立人と一緒に退職したと証言している。

さらに、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格喪失日を見ると、同時期に退職した同僚については、昭和 25 年 10 月 1 日と明確に特定できる筆致であるのに対し、申立人の資格喪失日は同年 10 月 1 日又は 8 月 1 日のいずれにも解することができる筆致であるため、その後の記録管理において、社会保険事務所が 8 月 1 日と誤読した可能性が考えられる。

加えて、A社が保管している同社B工場における被保険者資格の取得に係る記号番号通知書を基に、同通知書に記載された申立人を含む 9 人の被保険者の記載内容と、同社B工場に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録を対比すると、i) 同通知書には資格取得日が昭和 22 年 4 月 14 日と記載されているのに、他の記録は同年 4 月 13 日となっている者（4 人）、同じく同通知書には資格取得日が 22 年 4 月 18 日と記載されているのに、他の記録は同年 4 月 13 日となっている者（1 人）、ii) A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には資格喪失日が 22 年 7 月 3 日と記載されているのに、社会保険庁のオンライン記録では同年 7 月 31 日と記載されている者（1 人）がみられ、9 人のうち申立人以外にも 5 人（延べ 6 人）の記録が一致していない状況がみられることから、当時、社会保険事務所において、記録管理が適切に行われていなかったと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 25 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 25 年 7 月の社会保険事務所の記録により、3,000 円とすることが妥当である。

富山国民年金 事案 123

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 48 年 2 月まで

昭和 37 年ごろ、A 市に住んでいた時、弟が国民年金の加入手続をしてくれた。その後、保険料を納付していなかったが、B 町（現在は、C 市）に移り、49 年 3 月ごろ、初めて同町役場に国民年金保険料を納めに行った。その時に 10 年前からの分を当時の保険料で納められると聞いた。

そこで、納められる金額を計算してもらい、10 年前からの保険料として 8 万円から 9 万円を役場窓口で納付し、現在は持っていないが 1 枚の領収書もらった。

証拠となる領収書等は残っていないが、申立期間について国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 3 月ごろに、B 町役場において同年 3 月以前の 10 年間の国民年金保険料として、8 万円から 9 万円を一括して同町役場窓口で納付したと主張している。

しかし、申立期間のうち昭和 39 年 4 月から 46 年 3 月までは保険料未納期間、申立期間を含む 46 年 4 月から 50 年 3 月までは保険料全額免除期間であったことが社会保険事務所及び B 町の記録により確認でき、これらの期間に係る国民年金保険料を納付する場合は申立期間のうち 39 年 4 月から 40 年 3 月までは特例納付、申立期間を含む 46 年 4 月から 50 年 3 月までは免除保険料の追納となることから、いずれの方法で納付する場合も B 町役場の窓口で納付することはできない上、特例納付で納付する場合には、過去 10 年以内の保険料という制限は無いほか、制度上、国民年金の被保険者資格を取得した最も古い時期の未納保険料から納付することとされていることから、申立期

間よりも前の、申立人が被保険者資格を取得した 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の未納保険料を納付していないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料全額免除期間のうち、48 年 2 月から 49 年 3 月までの免除保険料(8,200 円)を 58 年 3 月に納付していることが社会保険庁の特殊台帳により確認できるにもかかわらず、保険料が全額免除されていたこと及び 58 年に納付したことの記憶も無い上、49 年 3 月に申立期間の保険料を納付したと主張しながら、同時に納付することができた 48 年 2 月から 49 年 3 月までの免除期間に係る追納保険料を、その 9 年後に納付していることも不自然である。

さらに、申立人は、昭和 49 年 3 月ごろにまとめて 10 年前からの保険料を納付したと主張するだけで、納付した保険料が特例納付によるものか免除期間の追納であるかについて明確でなく、保険料を納付するための納付書を交付された記憶も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 124

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 8 月まで

町内の婦人会の人に勧められて、昭和 36 年に国民年金の加入手続を行った。

加入手続後は、婦人会の担当者が自宅まで国民年金保険料を集金に来ており、途中から夫が市役所で納付するようになったと思うので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は 45 年ごろに払い出されたことが確認できる上、この時点では、申立期間の多くは特例納付又は過年度納付の対象となるため、婦人会等の納付組織及び市役所では納付することができない。

また、申立人については、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、特例納付等でさかのぼって納付した事情もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付状況について記憶が曖昧であり、その夫についても、市役所で納付したとする当時の状況を明確には覚えていない。

加えて、申立期間において、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 240

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月から23年3月まで

昭和18年12月から23年3月末日まで、旧A村にあったB社（現在は、C社）の整備工場で勤務していた。同じ条件で勤務していた元同僚については、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しているにもかかわらず、自分が、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚（11人）にB社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人が、同社に勤務していたことはいかかえるものの、そのうち6人から聴取しても、申立人の勤務期間及び勤務状況を特定できる証言は得られない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が、申立期間を含む昭和18年4月21日から20年3月10日までの期間において、D県E区にあったF社で厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、同社での元同僚（2人）の証言及び厚生年金保険の被保険者記録等により、同社が被保険者資格喪失に係る手続を適時に行っていたことがうかがわれることから、申立人は、申立期間のうち18年12月から20年3月10日までの期間については、同社において勤務していたものと推認される。

さらに、申立人が、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

加えて、申立人がB社での元同僚とする者（3人）についても、申立人と

同様に、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを確認できないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から同年8月まで

昭和27年3月にA高等学校を卒業し、B社C工場（現在は、D社）に臨時工として就職し、同年8月に同じく臨時工としてE社F工場に採用されるまで勤務していた。

しかし、E社F工場では厚生年金保険の被保険者となっているのに、B社C工場では被保険者となっていない。

厚生年金保険に加入していた証拠となる当時の資料は残っていないが、B社C工場では危険な作業をしていたので、被保険者となっていなかったとは考えられない。同社で被保険者となっていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に関する申立人の証言は具体的であることから、申立人は、申立期間当時、B社C工場で勤務していたことはいかゞがえる。

しかし、B社には当時の資料が残されていない上、同社C工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得していた複数の元従業員（5人）に照会しても、申立人の勤務状況や厚生年金保険への加入状況等について証言を得ることができない。

また、申立人と同様に、臨時工としてB社C工場に採用された元従業員（2人）の証言及びその厚生年金保険加入記録により、当時、同社C工場では、試験を受けて正社員となるまでの臨時社員の期間においては、厚生年金保険に加入させない取扱いが行われていたと推認される。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者証及び健康保険証を交付されたことを明確には記憶しておらず、事業主により厚生年金保

険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

なお、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 242

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 18 日から 47 年 5 月 1 日まで

A大学の第二部（夜間部）に在籍していた昭和 45 年 4 月、大学の紹介により、B事業所に就職し、第一部（昼間部）に転部する 47 年 4 月まで勤務していた。勤務時間は 8 時 30 分から 17 時 30 分で、休日は毎週日曜日だったこと、並びに、事業主であるC氏ほか同僚二人と一緒に働いていたことを記憶している。

当時の給与が約 5 万円であったこと、金額は不明であるものの給与から厚生年金保険料が控除されていたこと、及びB事業所から健康保険証が交付されていたことも覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法では、法人でない公認会計士等の事業所に使用される従業員は、厚生年金保険の強制被保険者ではない旨定められているところ、B事業所（現在は、D事業所）については、事業所の設立以降、法人となった事実は確認できない上、社会保険事務所の記録によると、同事業所は、昭和 55 年 4 月 1 日に知事の認可を受けて厚生年金保険の任意適用事業所となったことが確認できる。

また、申立人が元同僚とする者（二人）についても、申立人と同様に、申立期間において、B事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる

給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 243（事案 25 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 62 年 8 月まで

申立期間において、現在の A 社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

給料から保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、事業所が申立期間についても就業（在職）していたことを証明しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

今回、新たに昭和 62 年 9 月以降の取引が記載された銀行の預金通帳が見つかり、給与振込状況が確認できる。申立期間の分はないが、健康保険料、厚生年金保険料等は控除されていた。

また、昭和 62 年 3 月には、退職金共済制度に再度申し込み、昭和 62 年度以降の積立金の増額に際しては、社長から、増額分の掛金を給与から控除する旨の説明を受けたこと、及び 58 年ごろに B 厚生年金基金から手続を完了した旨の通知が届いたことを新たに思い出した。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 厚生年金基金の加入記録により、申立人は、昭和 58 年 1 月 1 日に基金の加入員資格を喪失し、62 年 9 月 1 日に再取得していることが確認でき、これは社会保険庁の記録とも一致している、ii) A 社の証言等により、同社が、申立人については、申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったものと推認されるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、厚生年金保険料の控除を示す資料として、新たに

昭和 62 年 9 月以降の取引内容が記載された C 銀行 D 支店の預金通帳を提出したが、当該預金通帳には、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されたことは記載されていない。また、当該預金通帳に係る口座を保管する同行 D 支店に照会しても、申立期間における、申立人の給与振込の状況等を確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料の控除を示す周辺事情として、新たに昭和 62 年 3 月に退職金共済制度に係る契約を締結したこと、及び 58 年ごろに B 厚生年金基金から手続完了のお知らせが届いたことを主張しているが、特定退職金共済制度への加入と厚生年金保険の被保険者資格の取得には関連が無い上、58 年ごろに届いたとする厚生年金基金からの手続完了の通知は、加入員資格喪失手続の完了に係る通知であると推認される。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。